

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県東部健康福祉センター所長 神山 正之

2 担当部局

〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1番3号

静岡県東部健康福祉センター 地域医療課

電話番号 055-920-2109

3 入札に付する事項

(1) 入札番号

第1号

(2) 業務名

令和3年度静岡県東部健康福祉センター指定難病・特定疾患医療費助成申請等事務補助員派遣業務  
委託

(3) 業務内容

入札説明書及び仕様書による。

(4) 業務期間

令和3年4月26日から令和3年7月31日まで

(5) 入札方法

総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された委託料に100分の10に相当する額を加算した金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、これらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する一般競争入札に係る競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第

225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利益等をしている者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資料又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 5 入札者に求められる義務

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年4月12日（月）正午までに、静岡県東部健康福祉センター地域医療課へ入札への参加の意思を示し、上記4の資格を有することの確認を得なければならない。

## 6 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 配布期間  
公告の日から令和3年4月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (2) 配布場所  
〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1番3号  
静岡県東部健康福祉センター 地域医療課  
電話番号 055-920-2109
- (3) 配布方法  
無料で直接配布する（郵送等は行わない。）。

## 7 入札手続等

- (1) 入札執行日時  
令和3年4月19日（月）午前11時00分
- (2) 入札の場所  
〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1番3号  
静岡県東部健康福祉センター 一般健康相談室
- (3) 入札方法  
入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

## 8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書及び仕様書による。